

青森県報

第二千三百六十三号

平成十六年
八月九日
(月曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
結核予防法による医療機関の指定……………(同) ……一

公 告

農地保有合理化事業規程の承認……………(構造政策課) ……一
県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二
換地計画の決定……………(同) ……二

監査委員

包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……二
右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第五百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
倉石村国民健康保険 診療所 おつとも脳神経クリ ニツク	三戸郡倉石村大字中市字幸神道前一五の 四 八戸市柏崎四丁目一六の二九	平成一六・六・三〇 "

青森県告示第五百三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国民健康保険倉石診療所 医療法人脳ドックセンターおつとも脳神経クリニツク	三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前一五の四 八戸市柏崎四丁目一四の四八	平成一六・六・三〇 "

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、津軽北部農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第

五項の規定により公告する。

平成十六年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に掲げる事業をいう。）

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、福左内地区の県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年八月十日から同年九月六日まで

三 縦覧の場所

常盤村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、早稲田・亀田地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年八月十日から同年九月六日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

板柳町役場

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成12年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成16年 8 月 9 日

青森県監査委員 片 谷 稔

同 鶴 賀 茂 世

同 平 山 誠 敏

同 清 水 悦 郎

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
学務課 学立 校課	補助金の 執行 事務 （財 政 団 体 等 に 対 し て の 支 出 ）	平成11年度は、来6年間、年度に基き、平成11年度に必要と見込んでいるが、平成11年度見込み額を超過する見込みがない。	平成11年度当初予算編成において、当時の資金計画により今後6年分の貸付原簿が予算措置されたものであるが、平成17年度以後は、貸与人員・貸付原簿の見直しを行い、現在の原簿及び回収した貸付金のみにより、原簿制度を継続できる仕組みづくりを検討する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭